

沖縄防衛局達第27号

特別防衛秘密の保護に関する訓令（平成19年防衛省訓令第38号）第53条第1項の規定に基づき、沖縄防衛局における特別防衛秘密の保護に関する規則を次のように定める。

平成19年9月4日

沖縄防衛局長 鎌田 昭良

沖縄防衛局における特別防衛秘密の保護に関する達

改正 平成20年4月1日沖縄防衛局達第4号
平成22年4月1日沖縄防衛局達第3号
平成31年4月26日沖縄防衛局達第3号
令和4年1月4日沖縄防衛局達第1号
令和4年9月1日沖縄防衛局達第8号
令和5年5月8日沖縄防衛局達第3号

（用語の定義）

第1条 この規則において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- （1）特別防衛秘密 日米相互防衛援助協定等に伴う秘密保護法（昭和29年法律第166号）第1条第3項に規定する特別防衛秘密をいう。
- （2）関係職員 特別防衛秘密の保護に関する訓令（平成19年防衛省訓令第38号。以下「特別防衛秘密訓令」という。）第2条第3項に規定する関係職員をいう。
- （3）管理者 特別防衛秘密訓令第2条第3項第1号に規定する管理者をいう。
- （4）取扱者 特別防衛秘密訓令第2条第3項第3号に規定する取扱者をいう。
- （5）保全責任者 特別防衛秘密訓令第4条第1項に規定する保全責任者をいう。

（管理者）

第2条 特別防衛秘密訓令第2条第3項第1号キに規定する地方防衛局長の指定した者は、次に掲げる者とする。

- （1）部長、防衛補佐官、労務管理官及び会計監査官
- （2）地方防衛事務所長及び出張所長

2 前項の規定により指定された者に、適格性が付与されていない場合は、別に管理者を指定するものとする。

（関係職員）

第3条 特別防衛秘密訓令第2条第3項第6号に規定する官房長等の指定した者は、管理者とする。

（取扱者）

第4条 特別防衛秘密訓令第3条に規定する官房長等の指定した者は、管理者とする。

（保全責任者）

第5条 特別防衛秘密訓令第4条第1項に規定する官房長等の指定した者は、管理者とする。

2 管理者は、特別防衛秘密訓令第4条第1項の規定により、保全責任者を指定するときは、別記第1号様式による特別防衛秘密保全責任者指定書により、部下職員である行政職俸給表（一）の職務の4級（防衛事務所にあっては3級）以上の職にある者及び佐たる自衛官の中から指定しなければならない。

3 管理者は、特別防衛秘密訓令第4条第1項の規定により保全責任者を指定したときは、順序を経て沖縄防衛局長（以下「局長」という。）に報告しなければならない。

4 保全責任者の職務上の上級者である管理者は、特別防衛秘密訓令第4条第3項の規定により保全責任者の補助者を指定する必要があるときは、沖縄防衛局総務部長（以下「総務部長」という。）の承認を得なければならない。

（特定特別防衛秘密の関係職員の指定）

第6条 管理者は、特別防衛秘密訓令第15条に規定する特定特別防衛秘密についての保全責任者及び取扱者を指定するときは、指定しようとする者の適格性の確認を局長に申請しなければならない。

2 局長は、前項の申請を受けて適格性の確認を行なったときは、確認された者に別記第2号様式による特定特別防衛秘密の関係職員の証を交付する。

（紛失時等の処置）

第7条 特別防衛秘密に属する事項又は文書、図画若しくは物件が紛失し、漏えいし、若しくは破壊されたとき、又はそれらの疑い若しくはおそれがあるときは、特別防衛秘密訓令第14条第1項の規定による措置をとるほか、関係職員は、次の各号に掲げる事項について調査し、所見を添えて順序を経て局長に報告しなければならない。

（1）事故発生（発生の疑い又はおそれがある場合を含む。）の日時及び場所

（2）事故に関係のある職員の所属、官職及び氏名

（3）事故に係る特別防衛秘密の種類、名称及び登録番号

（4）事故の経過

（5）事故の及ぼす影響

（6）事故発生に際し、関係職員のとった処置

（7）その他必要な事項

（秘密区分の進達）

第8条 米国から特別防衛秘密に属する事項若しくは文書、図画若しくは物件を供与された者又は特別防衛秘密に属する文書、図画若しくは物件を複製若しくは製作した者若しくは特別防衛秘密訓令第23条第1項の規定によりこれらの複製若しくは製作の承認を求めようとする者は、順序を経て局長に進達しなければならない。

2 前項の進達は、米国の秘密区分を明示した書類を添え、書面又は電磁的記録により、次の各号に掲げる事項を付して行わなければならない。

（1）種類

（2）名称（番号、記号等を含む。）

（3）数量

（4）交付者及び接受者又は複製若しくは製作した者若しくは複製若しくは製作しよう

とする者の官職及び氏名

(5) 接受年月日又は複製若しくは製作した年月日若しくは複製若しくは製作しようとする年月日

(6) 接受場所又は複製若しくは製作した場所若しくは複製若しくは製作しようとする場所

(通知の上申)

第9条 特別防衛秘密に関し、日米相互防衛援助協定等に伴う秘密保護法施行令（昭和29年政令第149号。以下次条第2項において「施行令」という。）第2条第4項又は第4条に規定する通知の必要があるときは、その旨を順序を経て局長に上申しなければならない。

(近接制限)

第10条 特別防衛秘密訓令第10条第1項に規定する官房長等の指定した者は、管理者とする。

2 管理者は、施行令第5条に規定する掲示を行なったときは、その掲示の場所、期間及び必要とする理由等を局長に報告しなければならない。

(複製等)

第11条 管理者及びその職務上の上級者は、特別防衛秘密に属する文書、図画又は物件を複製又は製作するため、防衛大臣の承認を受ける必要があるときは、あらかじめその取扱者の職名を明らかにした上で、理由、数量、送付先、委託先等を明示した書面又は電磁的記録により、順序を経て局長に上申しなければならない。

2 管理者及びその職務上の上級者は、特別防衛秘密訓令第25条に規定する防衛大臣の承認を受ける必要があるときは、その理由を付した書面又は電磁的記録により、順序を経て局長に上申しなければならない。

(外部への送達及び伝達)

第12条 管理者及びその職務上の上級者は、特別防衛秘密訓令第30条第1項本文の規定により、特別防衛秘密に属する事項又は文書、図画若しくは物件を防衛省以外の者に伝達又は送達するため、防衛大臣の許可を受ける必要があるときは、あらかじめその理由を付した書面又は電磁的記録により、順序を経て局長に上申しなければならない。

2 管理者及びその職務上の上級者は、特別防衛秘密訓令第30条第2項に規定する官房長等の許可を受ける必要があるときは、その理由を付した書面又は電磁的記録により、順序を経て局長に申請しなければならない。

(文書、図画及び物件以外の方法による伝達)

第13条 特別防衛秘密に属する事項を文書、図画及び物件並びに口頭、電気通信及び電話以外の方法により伝達するときは、その方法に関し、局長の承認を得なければならない。

(送達の方法の特例)

第14条 特別防衛秘密訓令第32条第1項及び第2項に規定する方法により送達することができないとき又は送達することが不相当であると認めるときは、その他の送達の方法について、局長の指示を求めなければならない。

(受領証)

第15条 特別防衛秘密訓令第35条に規定する受領証の様式は、別記第3号様式とする。

(特別防衛秘密記録簿等)

第16条 特別防衛秘密訓令第37条第2項に規定する官房長等の定める簿冊は、別記第4号様式による特別防衛秘密記録簿とする。

2 保全責任者は、特別防衛秘密に属する文書、図画又は物件について、接受、保管、貸出し、通知、送達、回収又は破棄が行われたときは、その旨を速やかに特別防衛秘密記録簿に登載するものとする。

3 管理者及びその職務上の上級者は、特別防衛秘密訓令第39条第1項ただし書に規定する防衛大臣の許可を受ける必要があるときは、あらかじめその理由を付した書面又は電磁的記録により、順序を経て局長に上申しなければならない。

4 管理者及びその職務上の上級者は、特別防衛秘密訓令第39条第2項に規定する官房長等の許可を受ける必要があるときは、その理由を付した書面又は電磁的記録により、順序を経て局長に申請しなければならない。

(閲覧の方法)

第16条の2 保全責任者は、特別防衛秘密の文書、図画又は物件を閲覧させるときは、別記第5号様式の特別防衛秘密文書等閲覧簿に所要の事項を記載して、管理者の確認を得なければならない。

(保管の方法の特例)

第17条 特別防衛秘密訓令第40条第1項に規定する容器により保管することができないときは、管理者の指示を求めなければならない。

第18条 削除

(定期検査及び臨時検査)

第19条 特別防衛秘密訓令第47条第1項に規定する定期検査は、沖縄防衛局次長（以下「次長」という。）が、毎年6月末日現在の状況について、7月末日までに行い、12月末日現在の状況について、翌年の1月末日までに行い、速やかに、その結果について局長に報告しなければならない。

2 前項の規定による期日によりがたいときは、沖縄防衛局長の承認を受けて別の期日定めることができる。

3 特別防衛秘密訓令第47条第2項の規定による臨時検査は、次長が必要と認めたときに、定期検査の例により行うものとする。

(実施の細目)

第20条 この規則の実施に関し必要な細目は、総務部長が定める。

附 則

この規則は、平成19年9月4日から施行し、同年9月1日から適用する。

附 則（平成20年4月1日沖縄防衛局達第4号）

1 この達は、平成20年4月1日から施行する。

2 沖縄防衛局における特別防衛秘密の保護に関する達第11条第1項、同上第2項及び

第16条の2の改正規定は、平成20年7月1日から施行する。

附 則（平成22年4月1日沖縄防衛局達第3号）

この達は、平成22年4月1日から施行する。

附 則（平成31年4月26日沖縄防衛局達第3号）

この達は、平成31年5月1日から施行する。

附 則（令和4年1月4日沖縄防衛局達第1号）

この達は、令和4年1月4日から施行する。

附 則（令和4年9月1日沖縄防衛局達第8号）

この達は、令和4年9月1日から施行する。

附 則（令和5年5月8日沖縄防衛局達第3号）

この達は、令和5年4月3日から施行する。

(別記)

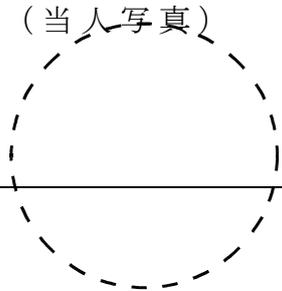
第 1 号様式 (第 5 条関係)

特別防衛秘密保全責任者指定書

氏名	職又は所属
	官級又は階級
<p>----- について 特別防衛秘密の保護に関する訓令（平成 19 年防衛省訓令第 8 号）第 4 条第 1 項に規定する保全責任者を命ずる。</p>	
<p>令和 年 月 日 指定者 職 氏 名</p>	

第2号様式（第6条関係）

特定特別防衛秘密の関係職員の証

<p>第 号</p> <p>特定特別防衛秘密の関係職員の証</p> <ol style="list-style-type: none">1 職又は所属2 官級又は階級3 氏名4 防衛大臣の特に指定する特別防衛秘密の名称5 有効期限 <p>上記の者は、防衛大臣の特に指定する特別防衛秘密の関係職員であることを証明する。</p> <p>令和 年 月 日</p> <p>沖縄防衛局長</p>	<p>(当人写真)</p> 
--	---

第3号様式（第15条関係）

送 達 票				
殿				
一連番号	登録番号	秘密区分	名 称	数 量
上記のとおり送達する。 <div style="text-align: right;"> 年 月 日 保全責任者 氏 名 </div>				
----- 切 取 線 -----				
受 領 証				
殿				
一連番号	登録番号	秘密区分	名 称	数 量
上記のとおり受領した。 <div style="text-align: right;"> 年 月 日 受領者 職又は所属 官級又は階級 氏 名 </div>				

接 受					通 知				送 達				保 管							
数量	発 送 者	発 送 年 月 日	接 受 年 月 日	接 受 者 確 認	通 知 先	通 知 内 容	通 知 年 月 日	通 知 方 法	数 量	伝 達 者	送 達 年 月 日	送 達 先 受 領 日	送 達 先	数 量	保 全 責 任 者 確 認	保 管 場 所	定 期 検 査 の 年 月 日	貸 出 年 月 日	数 量	

貸 出						回 収				破 棄				備 考		
貸 出 者		貸 予 期 出 定 間	返 納 年 月 日	返 納 者		保 全 責 任 者 確 認	数 量	回 収 年 月 日	保 全 責 任 者 確 認	理 由	数 量	破 棄 年 月 日	保 全 責 任 者 確 認		管 理 者 確 認	理 由
所 属	氏 名			所 属	氏 名											

注：保全責任者の交替のときは、備考欄に引継年月日及び新旧交替者の官職氏名を記載し、押印しなければならない。

第5号様式（第16条の2関係）

特別防衛秘密文書等閲覧簿

登録 番号	名称	年月日	時間	場所	閲覧 理由	所属	官職 氏名	管理者 確認	備考
			～						
			～						

注： この閲覧簿は、文書、図画又は物件毎に備え付ける。